	トリクロロエチレン
	一・一・一―トリクロロエタン
	総トリハロメタン
農薬	二―クロロ―四・六―ビスエチルアミノ―一・三・五―トリアジン
かび臭	二―メチルイソボルネオール
重金属	溶解性鉛

備考

1　総トリハロメタンの用語を用いる場合については、日本工業規格S三二〇一（家庭用浄水器試験方法）の六・四・三に規定する成分内容とすること。

2　除去対象物質の種類を示す用語のうち、一―クロロ―四・六―ビスエチルアミノ―一・三・五―トリアジン及び二―メチルイソボルネオールについては除去対象物質の種類を示す用語として通常使用している略称に代えることができる。

ハ　総ろ過水量については、日本工業規格S三二〇一（家庭用浄水器試験方法）六・五の規定に係るろ過能力試験において当該除去物質の除去率が八十パーセントに低下するまでの総ろ過水量を表示すること。ただし、連続式のものに係る濁りについては、(三)の規定による当該ろ過流量が五十パーセントに低下するまでと除去率が八十パーセントに低下するまでのいずれか早い方までの総ろ過水量とすること。

(六)　回収率の表示に際しては、日本工業規格S三二〇一（家庭用浄水器試験方法）の六・三に定める回収率試験の測定方法により得た数値をパーセントで表示すること。この場合における誤差の許容範囲は、表示した回収率に対してマイナス十パーセント以内とすること（ろ材の種類が逆浸透膜のものに限る。）。

(七)　ろ材の取替時期の目安については、適切な取替えの期間について具体的に分かりやすく表示すること。

(八)　使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合にはこの限りではない。

イ　水道水等通常の飲料に供する水を使用する旨。

ロ　ろ材の取替時期の目安は使用水量、水質、水圧により異なることがある旨。

ハ　熱湯を流さない旨。

ニ　浄水した水はできるだけ早く使用する旨。

ホ　夜間等長時間使用しなかった場合においては、水質悪化のおそれがあるので適切な放流時間をとる旨。

ヘ　凍結のおそれのある場所に設置する場合は、内部を凍結させないよう注意する旨。

ト　ろ材の種類が逆浸透膜のものについては、排出される捨て水がある旨。

(九)　表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。

(十)　表示は、最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、使用上の注意の表示については、ラベルの貼付け等本体から容易に離れない方法で行うこと。また、交換用ろ材が販売される場合は、それぞれ該当する表示事項を表示すること。

七　ショッピングカート

(一)　袋又は籠の寸法の表示に際しては、その袋又は籠の幅、奥行き及び高さを、いずれを指すかを分かりやすく示してミリメートル単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、その長さを表す数値のプラス・マイナス二パーセント以内とすること。

(二)　質量の表示に際しては、ショッピングカートの本体及び付属品の質量の合計をキログラム単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、その質量を表す数値のプラス・マイナス十パーセント以内とすること。

(三)　取扱い上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を表示すること。

○キログラム（耐荷重）以上の重さの荷物を載せない旨。

備考　耐荷重の表示に際しては、直径二百ミリメートルで十ミリメートルの段があるドラムの上に当該ショッピングカートの車輪を載せた状態でドラムを毎分百回の速度で連続して六十分間回転させたときに本体及び袋又は籠の部分に著しい異常が生じない最高の荷重の九十パーセント以内の荷重をキログラム単位で表示すること。この場合における荷重は、砂袋をショッピングカートに入れて行うこと。

(四)　表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。

(五)　表示は、ショッピングカートごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、取扱い上の注意の表示については、ラベルの貼付け又は縫い付け等本体から容易に離れない方法で行うこと。

八　食事用、食卓用又は台所用のアルミニウムはく

(一)　寸法の表示に際しては、その製品の幅をセンチメートル単位で、長さをメートル単位で、厚さをマイクロメートル単位で、いずれを指すかを分かりやすく示して表示すること。

備考

1　厚さの測定は、日本工業規格H四一六〇（アルミニウム及びアルミニウム合金はく）の五・二によるものとする。

2　寸法の表示値の許容範囲は、日本工業規格H四一六〇（アルミニウム及びアルミニウム合金はく）の四・二によるものとする。

(二)　取扱い上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を表示すること。

イ　酸分及び塩分によって変色や浸食が生じることがある旨。

ロ　直火によって溶解が生じることがある旨。

ハ　保管場所の湿度等によっては変色が生じることがある旨。

(三)　表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。

(四)　表示は、最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、取扱い上の注意表示に際しては、ラベルの貼付け又は印刷、下げ札の取付け又はラベルの添付等で行うこと。

九　合成ゴム製器具

(一)　使用材料の表示に際しては、次のイ及びロに掲げるところによること。

イ　原料として使用する合成ゴム（以下「原料ゴム」という。）のうち、シリコーンゴム（シリコーンゴムコンパウンドのうち、硬化前の状態が天然ゴム又は通常の合成ゴムの未加硫配合ゴムに類似し、練りロール機又は密閉式混合機で可塑化又は混合を行うことができるもの）及び液状シリコーンゴム（シリコーンゴムコンパウンドのうち、硬化前の状態が液状又はペースト状のもの）は「シリコーンゴム」の用語を用いて表示することとし、その他のものは「合成ゴム」の用語を用いて表示すること。なお、シリコーンゴム以外の原料ゴムを使用したものは、「合成ゴム」の用語の次に括弧書きでその種類の名称を示す用語を用いて適正に表示することができる。また、原料として使用する合成樹脂（以下「原料樹脂」という。）を製品の一部に使用して製造したものについては、合成樹脂加工品品質表示規程（平成二十九年消費者庁告示第五号）の内容に準じてその原料樹脂の種類を示す用語を表示すること。

ロ　二種類以上の原料ゴム又は原料樹脂を混合して使用している場合は、その混入割合の大きいものから順次その種類を示す用語を列記すること。二以上の部分に異なる種類の原料ゴム又は原料樹脂を使用している場合には、使用部分を分かりやすく示して当該使用部分ごとにイの規定により表示すること。